

【病院群輪番制病院運営事業】

資料1-1

1 当番回数

病院群輪番制病院運営事業実績報告より

①甲府中巨摩地区

(回)

病院名	区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
市立甲府病院	休日	19	18	22	20	21	21	21	28	21
	夜間	91	91	92	95	95	99	106	106	106
甲府共立	休日	19	15	17	22	17	18	22	24	28
	夜間	92	91	91	92	91	91	96	95	100
山梨病院	休日	17	21	16	10	15	9	12	9	6
	夜間	91	92	91	48	48	44	47	48	46
甲府脳外科	休日	15	15	11	21	16	20	22	20	23
	夜間	80	74	71	75	77	80	83	83	87
甲府城南病院	休日	13	11	14	21	24	22	18	18	18
	夜間	65	66	66	72	72	76	70	72	78
白根徳州会	休日	20	13	12	23	24	26	19	24	22
	夜間	76	63	63	88	88	93	93	91	84
山梨大学附属病院	休日			0	1	2	5	4	2	1
	夜間			33	52	52	53	52	52	52
宮川病院	休日	8	10	9						
	夜間	48	38	35						
巨摩共立病院	休日	4	5	6	5	4	0	0	0	0
	夜間	48	48	46	44	44	47	26	24	24
県立中央病院	休日	17	17	16	20	17	23	25	18	22
	夜間	91	91	92	95	94	99	112	112	107
国立甲府病院	休日	12	14	17	0	0	0	1	1	3
	夜間	48	57	70	48	46	48	47	47	46
武川病院	休日		3	2	1	2				
	夜間		19	15	21	23				
計	休日	144	142	142	144	142	144	144	144	144
	夜間	730	730	765	730	730	730	732	730	730

②北巨摩地区

病院名	区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
韮崎市立病院	休日	70	67	68	70	70	71	70	67	70
	夜間	313	312	314	313	313	313	313	313	313
韮崎相互病院	休日	2	4	3	2	1	1	2	5	2
	夜間	52	53	52	52	52	52	53	52	52
北杜市立甲陽病院	休日	37	36	36	37	39	36	37	36	39
	夜間	205	204	205	204	205	204	205	205	204
北杜市立塩川病院	休日	35	35	35	35	32	36	35	36	33
	夜間	160	161	161	161	160	161	161	160	161
計	休日	144	142	142	144	142	144	144	144	144
	夜間	730	730	732	730	730	730	732	730	730

1 目的

この要領は、中北地域保健医療推進委員会が実施する病院群輪番制病院運営事業の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 委託事業

この委託事業は、休日又は夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため、輪番病院が重症救急患者の受入れに対応できる医師等医療従事者を確保し、休日又は夜間の診療を行う病院群輪番制病院運営事業とする。

3 委託料の算定方法

委託料は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に

1,000円未満の端数が生じた場合には、予算を勘案して調整するものとする。

(1) 次の表の第1欄の区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を委託料の額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費
休日	37,472円×診療日数 (消費税及び地方消費税別。)	病院群輪番制病院の運営に必要な 医師手当、給与費等
夜間	37,472円×診療日数 (消費税及び地方消費税別。)	

(注) 診療日は、原則として診療時間が次の表に定める区分欄ごとにそれぞれ1日とする。

区 分		対 象 時 間
休日	甲府中巨摩地区	午前8時30分から午後5時30分まで診療を行うもの
	峡北地区	午前8時から午後6時まで診療を行うもの
夜間	甲府中巨摩地区	午後5時30分から翌日午前8時30分まで診療を行うもの
	峡北地区	午後6時から翌日午前8時まで診療を行うもの

休日とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12月29日から翌年の1月3日まで）をいう。

4 輪番区域

輪番区域は次表のとおりとする。

名 称	区 域
甲府中巨摩地区	甲府市、南アルプス市、甲斐市（竜王地区、敷島地区）、中央市、昭和町
峡北地区	韮崎市、甲斐市（双葉地区）、北杜市

5 輪番病院

輪番病院は、原則として、中北地域保健医療推進委員会の管内にある病院のうちこの委託事業に参加する意思を有する病院をもって構成するものとするが、地域の実情により、中北地域保健医療推進委員会は、重症救急患者の受入れに対応できる管内の有床診療所に参加を求めることができるものとする。

輪番区域	輪 番 病 院	当番体制
甲府中巨摩地区	山梨県立中央病院、市立甲府病院、地域医療機能推進機構山梨病院、甲府共立病院、国立病院機構甲府病院、甲府城南病院、甲府脳神経外科病院、巨摩共立病院、白根徳洲会病院、山梨大学医学部附属病院	休日 2 施設 夜間 2 施設
峡北地区	韮崎市立病院、恵信韮崎相互病院、北杜市立甲陽病院、北杜市立塩川病院	休日 2 施設 夜間 2 施設

6 輪番日の調整

この委託事業に係る輪番日は、中北地域保健医療推進委員会が、この委託事業に参加する病院（有床診療所を含む。）の希望に基づいて調整し、割り振るものとする。

7 経費の負担

この委託事業に係る経費は、市町の負担金によることとし、各輪番区域の委託料について、各市町の人口（前年度9月1日現在）により按分した金額とする。

8 市町負担金の納入方法

市町は中北地域保健医療推進委員会からの別紙様式1による請求に基づき、毎年度、当該年度分の負担金を納入するものとし、中北地域保健医療推進委員会は、各事業完了後、市町に対し、別紙様式2による実績報告書を提出するものとする。